



弁護士 京介

「家庭の法学」②

今月も、先月に引き続き「服装や髪型を気にしている」「不貞行為」です。一

般に、浮気は、夫(あるいは妻)に不審な兆候があつて、調べ出したら、浮気を疑わせる証拠が出て来た、という経緯で発覚することが多いものです。

不貞行為②

「服装や髪型を気にするようになった」、「携帯電話を常に持つようになった」、「携帯電話を見る回数が増えた」、「メールを打つ回数が増えた」、「会話が減った」等の日常生活のちょっとした変化です。不十分な場合は、次

不審な兆候というのは、夫の例で言えば、次のようなケースです。

「仕事の帰りが遅くなつてきた」、「飲み会だから帰りが遅くなるという回数が増えた」、「残業や泊まりの出張が増えた」、「休日出勤が増えた」、

「まず調べるのは、携帯電話、鞆、財布、手帳、車などの夫の身の回り品です。これらの中から出る人もいます。」

「これらの中の多くは、メール(最近ではL)が得られなかつた場合

INE)のやり取り、浮気相手らしき電話番号、手紙、写真、ホテルの関連グッズ(ライター、カード、レシート類)、避妊具等です。これらの証拠だけで夫の不貞行為(異性との性交渉)を裏付けることが出来る場合もあれば、

は、最後に、夫や浮気相手らしき女性を直接問い質します。ここで、あつさり和不貞の事実を認めたり、辻褄の合わない弁解をしたりしてボロを出すことも案外ありますので、やり取りは録音しておくといでしょう。

弁護士 矢野 京介
葛西臨海ドリーム法律事務所
〒134-0088
東京都江戸川区西葛西6-13-14
丸清ビル3階
☎03-6808-4161
ホームページ<http://dreamlaw.jp>